

<計画策定の趣旨・基本的な考え方>

1 計画策定の趣旨等

- 本市は、近江盆地の南部、琵琶湖の南東部に位置し、琵琶湖西岸断層帯による地震や南海トラフ地震等をはじめとした地盤災害への対応、近年増加する傾向にある大規模台風や局地的な大雨(ゲリラ豪雨)等による風水害への対応に加え、高齢化や人口減少が進行する中での公共施設等社会資本の更新及び維持管理等への対応などに、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが求められています。

●このため、国土強靭化基本法第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画を策定し、本市における国土強靭化に関する指針とし、その計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間となります。

2 基本的な考え方

<対象とするリスク>

大規模地震及び風水害等の大規模自然災害とします。

<めざすべきまちの姿>

- 第六次栗東市総合計画の基本目標である「多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち」の実現を国土強靭化の観点からめざします。
- <国土強靭化地域計画の基本目標>
- ①人命の保護が最大限図られること、②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化(減災・縮災)を図ること、④迅速な復旧復興を図ること、
⑤市民前におけるべき目標>
- ①直接死を最大限防ぐ、②救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する、③必要不可欠な行政機能は確保する、④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する、⑤経済活動を機能不全に陥らせない、⑥ライフライン・燃料供給・賃貸施設・交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる、⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない、
⑧社会・経済が迅速かつ從前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

<地域の強靭化に関する脆弱性の評価>

- 国土強靭化基本計画(平成30(2018)年12月14日閣議決定)及び滋賀県国土強靭化地域計画(令和2(2020)年3月改定)を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、34の「起きてもならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、各自について強靭化に関する8つの個別施策分野及び4つの横断的施策分野の観点から総合的に脆弱性を評価しました。

<施策分野>

- | | |
|---------|---|
| 個別施策分野 | ①行政機能・警察・消防・教育等、②住宅・都市、③保健・医療・福祉、④エネルギー、 ⑤産業(農林、商・工)、⑥交通・物流、⑦国土保全(土地利用)、⑧環境・上下水道 |
| 横断的施策分野 | ①リスクコミュニケーション、②人材育成、③官民連携、④老朽化対策 |

<脆弱性の評価を踏まえた国土強靭化に関する主要な施策の概要>

1 個別施策分野

【行政機能／警察・消防／教育等】

- 危機管理体制の適正管理、耐震改修促進計画や長寿命化計画、空家等対策計画などに基づく各施設の適正管理、民間企業との協定締結の推進など
- 旧耐震基準建築物の耐震診断や耐震改修への支援、空家等の適正管理や利活用等を推進、住宅・建築物吹付けアスベスト等の除去の促進など
- 保健・医療・福祉
- 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設等への情報連絡体制等の構築、災害拠点病院へのハード・ソフトの充実など
- 指定避難所のライフラインの老朽化点検、再生可能エネルギーを活用した蓄電設備の配置など
- 事業者の事業経営計画(BCP)策定の促進、農業用ため池の適正管理及び保全が行われる体制の整備など

【交通・物流】

- 都市計画道路など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備、緊急輸送道路の多重ネットワーク化など
- 【国土保全(土地利用)】
 - 道路の冠水想定箇所の排水ポンプ、水位センサーの機能維持、土砂災害特別警戒区域内の建物の補強対策、移転等の促進、県の河川整備事業等と連携して雨水幹線の整備を推進など
 - 環境・上下水道
 - 下水道施設の耐震対策や計画的な維持管理の実施、公共下水道の普及、農業集落排水施設の適正管理など

2 横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

- 避難所のWi-Fi環境の整備、住民の防災意識の醸成を図るために啓発活動、地区防災計画の策定に取り組まれるよう制度の普及・啓発を促進など
- 【人材育成】
 - 住民や自主防災組織による危機管理センターの活用推進、地域特性に応じた自主防災組織の育成や防災士などのリーダー的人材の育成、災害時支援ボランティアの育成など
 - 【官民連携】
 - 非常災害用井戸の登録制度の周知と非常災害用井戸の適正管理の促進、「災害時帰宅支援ステーション」制度の周知、主要事業所等に対する各種ハザード情報の提供など

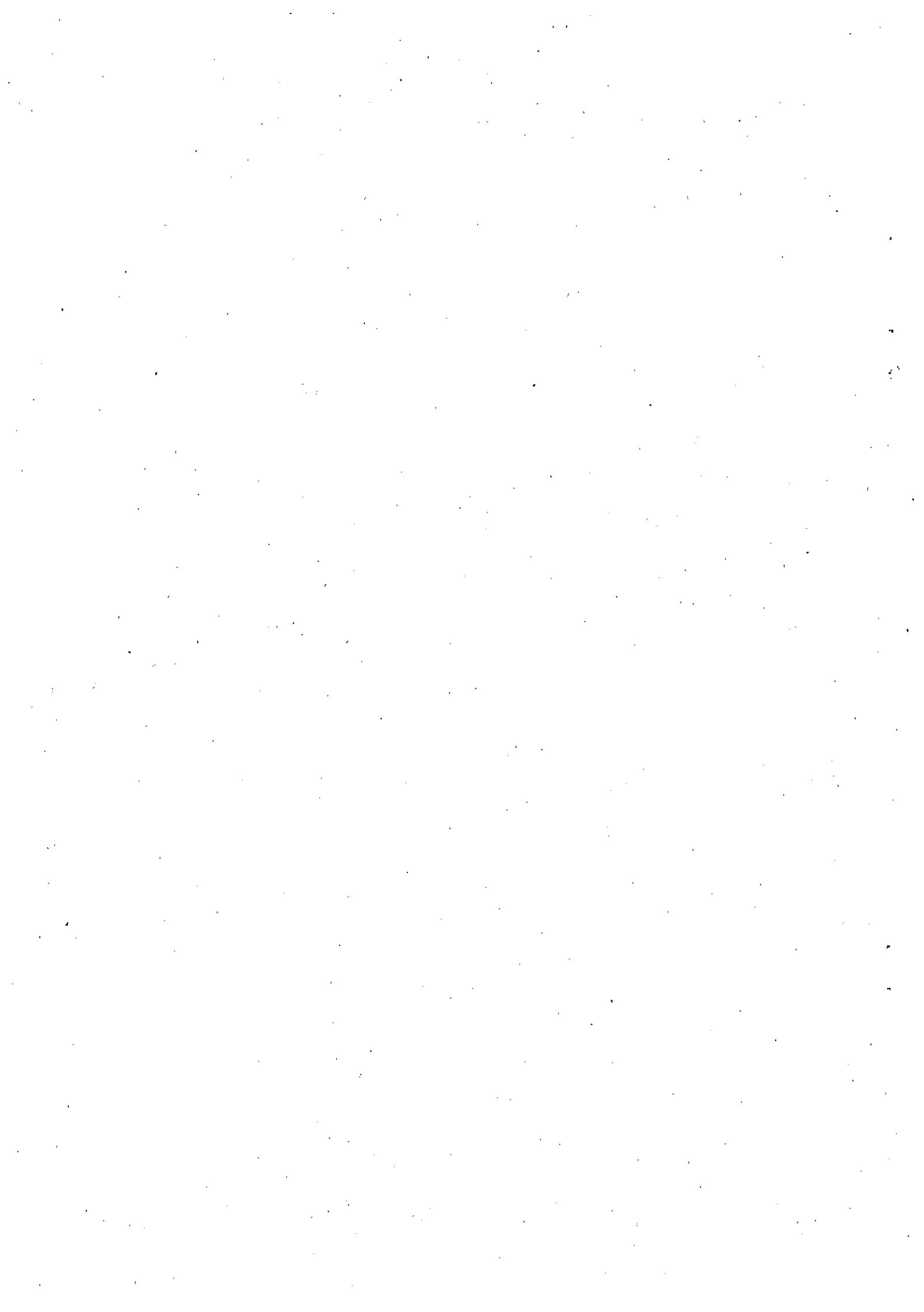
【老朽化対策】

- 緊急輸送道路等の路面や法面の点検・修繕等による適正な維持管理など

<計画の推進とPDCASサイクルの実施>

- 市地域計画にあたっては、市内の全横断的な体制のもと、国や滋賀県、近隣市町を始め、市民、自治会組織、地域の民間事業者等と連携・協力しながら施策を推進するとともに、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して新たな施策展開を図つて行きます。
- また、社会情勢の大きな変化などが起こった場合には、計画期間中であっても必要に応じて見直しを実施します。

栗東市 球東市役所 RITTO CITY 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 電話: 077-551-0109 (代表) / FAX: 077-518-9833



案件の概要（スマートフォン決済アプリの拡充について）

【経緯・目的】

当市では平成31年度よりスマートフォン決済アプリ「PayB」を導入し、多様な納付手段の提供を図ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により総務省や全国銀行協会から非対面式の納付手段の充実を求められている状況であり、納税者からも混雜する金融機関窓口に出向くことができないとの相談が寄せられているところです。

また、今後感染症拡大の第2波も予想されることからスマートフォン決済アプリの拡充により納付手段を増やし、自宅でも税・料金を支払える環境を整えることで、上記の問題を解消し、納付者の利便性向上を図ります。

上記については、第六次栗東市総合計画における行政サービス向上のための施策、第八次栗東市行政改革大綱における行政サービスの視点での行政改革の項目に該当するものです。

【導入するスマートフォン決済アプリ】

LINE PAY、楽天銀行、PAYPAY（詳細は別紙参照）

【選定理由】

おうみクラウド協議会内の自治体で導入実績がある決済アプリのみを選定しています。

他市の動向を確認のうえ、今後は「ゆうちょPay」などの導入も検討します。

【対象となる市税・料金】

市県民税（普通徴収）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、主食費・副食費、市営住宅使用料、市営住宅駐車場利用料、栗東墓地公園管理料、上下水道料金、下水道事業受益者負担金

※バーコードの印字のある納付書が対象になります。（金額等を手書きする納付書などは対象外）

【導入費用等】

- ・導入費用なし。（既存のコンビニ収納事務委託業者に申込書提出のみで利用可能）
- ・ランニングコストなし。
- ・1件あたりの収納手数料 55円（税別）。（既存のコンビニ窓口での収納手数料と同額）
- ・金融機関窓口での収納手数料 20円であり、金融機関での窓口納付をしていた納付者が決済アプリ等での納付をした場合、1件あたり 35円市の負担が大きくなります。（下記の計算を参照）

【収納手数料負担増加見込金額（水道除く）】

H31年度におけるPayB利用件数（概算件数）395件/年・・・①

感染症拡大により決済アプリ利用件数2.6倍になると見込む（注1）

決済アプリ利用純増見込件数 ①×(2.6-1)=632件・・・②

収納手数料負担増加見込金額 ②×(55円-20円)×1.10% = 24,332円（注2）

（注1）大津市収納課にヒアリングのうえ算出。大津市の市税におけるH31年度年間決済アプリ利用件数約1,800件に対し、感染症拡大の影響によりR2年度4、5月の利用件数は約800件程度に増加しているとのこと。

（注2）決済アプリ利用件数の純増分の全件について、金融機関窓口で納付をしていた人が決済アプリを利用して納付したものと仮定した場合の計算です。実際はコンビニ納付をしていた人が決済アプリを利用するケースもあるため、正確な負担増加金額は算出できません。

（裏面あり）

【運用開始時期等】

令和2年8月から運用開始。

納税者の利便性向上のため早急に対応したく、年度途中での運用開始とします。

【運用開始にあたっての対応】

8月の広報、公式HP等で周知を図ります。

年度途中での開始となるため、税、料金担当課より年度当初の通知では周知できませんが、各課より年度途中で通知する文書にチラシを同封するなど可能な限りの周知を行っていきます。

【今後のスケジュール案】

令和2年6月4日の総合調整会議後、別紙フロー図のとおり事務を進めます。

電算システムで追加できるスマートフォン決済アプリ比較表（令和2年5月1日時点）

| サービス名 | PayB | 楽天銀行 | LINEPay | PayPay | auPAY | ゆうちょPay | はまPay | YOKAI Pay |
|--------------|---|------------|--------------------------|--------------------------------|--|------------|------------|----------------|
| 支払資金 | リアルタイム口座振替 | リアルタイム口座振替 | チャージ方式 | チャージ方式 | チャージ方式 | リアルタイム口座振替 | リアルタイム口座振替 | リアルタイム口座振替 |
| 使用できるクレジット会社 | 裏面参照 | 裏面参照 | 裏面参照 | 裏面参照 | auじぶん銀行 | ゆうちょ銀行 | 構浜銀行 | 福岡銀行、熊本銀行、朝日銀行 |
| 支払方法 | アプリで納付書バーコード読み込。 | | | VISA Mastercard JCB (注1) | Mastercard アメリカン・エキスプレス JCB (注2) | | | |
| 支払い可能額 | 300,000円 | 300,000円 | 300,000円 (手道は49,999円) | 300,000円 (手道は49,999円) | 250,000円 (1日50万円、1か月200万円まで) | 300,000円 | 300,000円 | 300,000円 |
| 導入費用 | 0円 | 0円 | | | | | | |
| ランニングコスト | | | | | | | | |
| 1件当たりの手数料 | 1件/55円(電算システムの営業担当ミケラ氏に確認したところ、現状での手数料改定の話はないとのこと。) | | | | | | | |
| 草津市導入実績(税) | ○ | × | × | × | × | × | × | × |
| 野洲市導入実績(税) | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 守山市導入実績(税) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 湖南市導入実績(税) | ○ | × | × | × | × | × | × | × |
| 近江八幡市導入実績(税) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 甲賀市導入実績(税) | ○ | × | × | × | × | × | × | × |
| 米原市導入実績(税) | ○ | × | × | × | × | × | × | × |

リアルタイム口座振替・・・納付書をアプリで決済すると同時に登録口座より資金が口座振替される方式。

チャージ方式

・・・事前に所定の方法でアプリに資金をチャージしたうえで、その資金を元にアプリで決済する方式。

※上記のチャージ方法については主なもののみ抜粋。各アプリでチャージ方法は多様です。

※申し込みから概ね2か月程度で運用開始可能です。

注1 JCBはYahoo!JAPANカードであれば可

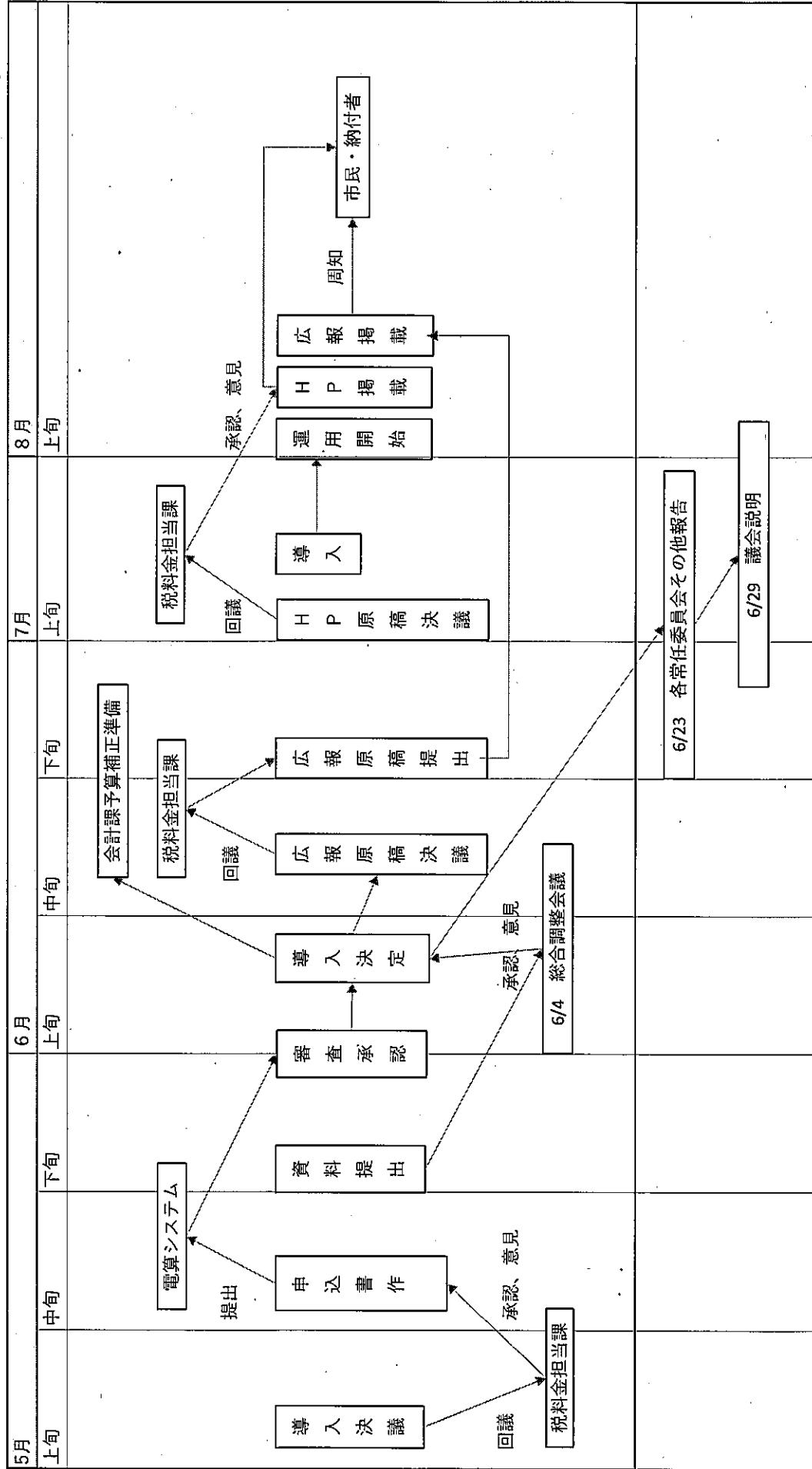
注2 JCBはセゾンカード、TS CUBICカードであれば可

注3 VISAはauPAYカード、MUFGカード、UCカード、TS CUBICカード、エポスカードであれば可

| PayB使える金融機関 | Linepay使える金融機関 | | paypay使える金融機関 | |
|-------------|----------------|----------|---------------|--------|
| 青森銀行 | 愛知銀行 | 大東銀行 | 愛知銀行 | 八十二銀行 |
| イオン銀行 | 青森銀行 | 筑邦銀行 | 青森銀行 | 百五銀行 |
| 伊予銀行 | 秋田銀行 | 千葉銀行 | 秋田銀行 | 百十四銀行 |
| 愛媛銀行 | 足利銀行 | 千葉興業銀行 | 足利銀行 | 広島銀行 |
| auじぶん銀行 | 阿波銀行 | 中央労働金庫 | 阿波銀行 | 福井銀行 |
| 大分銀行 | イオン銀行 | 中京銀行 | イオン銀行 | 福岡銀行 |
| 大垣共立銀行 | 池田泉州銀行 | 中国銀行 | 池田泉州銀行 | 北越銀行 |
| 鹿児島銀行 | 伊予銀行 | 中国労働金庫 | 伊予銀行 | 北洋銀行 |
| 紀陽銀行 | 岩手銀行 | 筑波銀行 | 岩手銀行 | 北陸銀行 |
| 佐賀銀行 | SBI銀行 | 東海労働金庫 | auじぶん銀行 | 北海道銀行 |
| 滋賀銀行 | 愛媛銀行 | 東邦銀行 | 愛媛銀行 | みずほ銀行 |
| 七十七銀行 | auじぶん銀行 | 東北銀行 | 大分銀行 | 三井住友銀行 |
| ジャパンネット銀行 | 大分銀行 | 東北労働金庫 | 沖縄銀行 | 武蔵野銀行 |
| 十六銀行 | 大垣共立銀行 | 東和銀行 | 北日本銀行 | 山梨中央銀行 |
| 南都銀行 | 沖縄銀行 | 徳島大正銀行 | 紀陽銀行 | ゆうちょ銀行 |
| 肥後銀行 | 沖縄県労働金庫 | 栃木銀行 | 京都銀行 | 横浜銀行 |
| 百伍銀行 | 香川銀行 | 鳥取銀行 | 関西みらい銀行 | りそな銀行 |
| 広島銀行 | 北九州銀行 | トマト銀行 | 熊本銀行 | |
| みずほ銀行 | 紀陽銀行 | 富山銀行 | 群馬銀行 | |
| 三井住友銀行 | 京都銀行 | 長野銀行 | 京葉銀行 | |
| 三菱UFJ銀行 | きらやか銀行 | 長野県労働金庫 | 埼玉りそな銀行 | |
| 宮崎銀行 | 近畿労働金庫 | 新潟県労働金庫 | 山陰合同銀行 | |
| 武蔵野銀行 | 熊本銀行 | 西日本シティ銀行 | 滋賀銀行 | |
| 山形銀行 | 群馬銀行 | 八十二銀行 | 四国銀行 | |
| もみじ銀行 | 京葉銀行 | 肥後銀行 | 静岡銀行 | |
| 北九州銀行 | 高知銀行 | 百伍銀行 | 七十七銀行 | |
| りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 百十四銀行 | 親和銀行 | |
| 埼玉りそな銀行 | 佐賀銀行 | 広島銀行 | ジャパンネット銀行 | |
| 関西みらい銀行 | 山陰合同銀行 | 福井銀行 | 住信SBI銀行 | |
| 川崎信用金庫 | 滋賀銀行 | 福岡銀行 | 十六銀行 | |
| 小松川信用金庫 | 四国銀行 | 福島銀行 | 常陽銀行 | |
| 埼玉県信用金庫 | 四国労働金庫 | 北越銀行 | スルガ銀行 | |
| 西武信用金庫 | 静岡銀行 | 北都銀行 | 仙台銀行 | |
| 沼津信用金庫 | 静岡県労働金庫 | 北陸銀行 | 大光銀行 | |
| | 静岡中央銀行 | 北陸労働金庫 | 第三銀行 | |
| | 七十七銀行 | 北海道銀行 | 大東銀行 | |
| | 清水銀行 | 北海道労働金庫 | 千葉銀行 | |
| | 莊内銀行 | 三重銀行 | 千葉興業銀行 | |
| | 親和銀行 | みずほ銀行 | 中京銀行 | |
| | ジャパンネット銀行 | みちのく銀行 | 筑波銀行 | |
| | 十六銀行 | 三井住友銀行 | 東邦銀行 | |
| | 常陽銀行 | 三菱UFJ銀行 | 東北銀行 | |
| | 住信SBIネット銀行 | 武蔵野銀行 | 徳島大正銀行 | |
| | スルガ銀行 | もみじ銀行 | 鳥取銀行 | |
| | 仙台銀行 | 山形銀行 | トマト銀行 | |
| | 大光銀行 | 山口銀行 | 富山銀行 | |
| | 但馬銀行 | 山梨中央銀行 | 長野銀行 | |
| | 第三銀行 | ゆうちょ銀行 | 南都銀行 | |
| | 第四銀行 | 横浜銀行 | 西日本シティ銀行 | |

※主な金融機関は網掛けしています。

スマートフォン決済アプリ導入フロー図（8月運用開始）



事務関係

議会関係



(仮称)栗東市企業立地推進計画の策定について

1. 目的

企業立地推進により、安定的な雇用の確保、人口の定着を図るとともに、税収確保による市民福祉の向上・充実に繋げる。

具体には、第六次栗東市総合計画や第五次栗東市国土利用計画、第四次栗東市都市計画マスタープラン（案）に示す、新たな産業機能の集積の促進にかかる土地利用の方向性を明らかにするものとする。

2. 計画内容および検討体制

【計画内容】

1. 前提条件の整理

企業立地をとりまく状況、産業用地の必要性

2. 推進方針の検討

企業立地の方向性、推進方針

3. 工業適地等の検討

適地選定の考え方、法規制状況、交通・ライフラインなど選定要素の整理等

4. 推進方策の検討

計画推進のための取り組み等



「府内プロジェクトチーム」による
情報収集・検討等



外部機関（委員）等からの意見徵収

・学識経験者

・商工・経済団体

・農業関係機関

・不動産事業関係者

・金融機関 等

3. 策定スケジュール

別紙「(仮称)企業立地推進計画策定スケジュール」参照



(仮称)企業立地推進計画策定スケジュール

| | | 令和2年度 | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 1. とりまく状況・前提条件の整理 | 整理・取りまとめ | | | | | | | | | |
| 2. 推進方針の検討 | 方向性の検討 | | | | | | | | | |
| 3. 工業適地等の検討 | 適地選定の考え方 | | | | | | | | | |
| 4. 推進方策の検討 | 適地候補の抽出・条件整理、選定 | | | | | | | | | |
| | 適地利用調整事項 | | | | | | | | | |
| | 推進方策(案)の検討 | | | | | | | | | |
| | 【第1回】 ・策定スケジュール ・推進計画策定に向けて ・情報提供依頼(関係課) | | | | | | | | | |
| 外部機関等からの意見聴取 | 意見聴取方法や内容の検討 | | | | | | | | | |
| | ①推進方針(案)説明、意見聴取 | | | | | | | | | |
| | ②推進計画(案)の説明、意見聴取 | | | | | | | | | |
| | 【第2回】 ・推進方針(案)の検討 ・工業適地候補の抽出 | | | | | | | | | |
| | 【第3回】 ・工業適地の検討 ・推進方策(案)の検討 | | | | | | | | | |
| | 【第4回】 ・推進計画(案)の最終確認 | | | | | | | | | |
| | 推進計画(案) | | | | | | | | | |

推進計画(案)



令和2年6月4日
総合調整会議資料

令和2年度 栗東市人権・同和問題に関する住民意識調査の概要について

1. 調査について

この調査は、同和問題をはじめとする人権問題について、市民意識の現状を把握することで、本市がこれまで実施してきた人権啓発活動の効果と課題を明らかにし、今後の人権・同和問題への取組に活用していくための基礎資料とするため、5年毎に実施しているものである。

2. 実施方法・実施状況

- ①期間：令和2年（2020）年8月上旬～下旬
- ②住民基本台帳より無作為抽出した市内在住の市民20歳以上3,000名を対象。※前回の結果1,480名が回答（回収率：49.0%）

3. 前回（平成27年度調査）の調査と課題

前回調査の報告より（一部抜粋）

◇世の中のあり方や人間の生き方への考え方について

現在の社会にはさまざまな差別や矛盾はあるが、そのことに対して解決しようと行動を起こすことはしないという「あきらめ感」が強かった。

「人間の社会には、差別は必ずあるものだ」

※「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計61.5%

◇人権・同和問題への考え方について

「差別を共になくそうとする態度を身につけたい」と答えた人は7割を超えていたが、「地区別懇談会に積極的に参加したい」（19.8%）や「人権・同和問題の講演会や研修会に積極的に参加したい」（14.1%）と答えた人の割合は低かった。

前回調査での課題

差別をなくそうとする姿勢が見られる一方で、同和問題解決への消極的な姿勢が多く見られ、差別をなくすための行動化には結びついていない状況が伺えた。これまでの人権・同和教育の推進や啓発の方法等について、あり方が問われる結果となっていた。

4. 第四次輝く未来計画での対応

前回調査を受け、第四次輝く未来計画では、地区別懇談会・学習会・講演会等のより一層の工夫を行い、市民の学習意欲を喚起し、意識変革を迫るための具体的な差別問題等と結びついた学習内容を提起し、繰り返し積み上げることとし、計画的、継続的に同和問題解決のための学び合いを推進している。

具体的には、啓発教材「輝く未来」を5年サイクルで様々な具体例を元にしたグループワークを取り入れやすい構成に変更し、これまでよりも参加者が主体的に学べる機会とした。

5. 今回調査の重点

- ・これまでの調査と比較し、意識の変容について調査し、市内の地域や世代による認識状況を確かめる。
- ・前回調査の平成27年度以降に、部落差別解消推進法等の法整備が行われてきたことで、住民意識がどのようにになっているかについての現状を把握する。
- ・前回の課題であった消極的な姿勢の改善状況を確かめる。
- ・非常災害や緊急事態発生時の人権に関する意識を確かめる。

6. 今後のスケジュール

- ・6月下旬 議会説明会
- ・8月 調査送付・回収
- ・10月 調査報告書完成
- ・10月～3月 調査報告を資料として、第五次輝く未来計画策定
※詳細は、スケジュール案参照

令和2年6月4日
総合調整会議資料

「栗東市人権・同和問題に関する住民意識調査」実施および
「第五次輝く未来計画」策定 スケジュール（案）

| | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 2020年 | 4月 | 下旬 | ・調査項目検討、調査項目（第1案）作成 |
| | 5月 | 下旬 | ・業者へ見積提出依頼通知 |
| | 6月 | 4日 | ・総合調整会議に住民意識調査実施の報告 |
| | | 上旬 | ・委託業者決定 |
| | | 中旬 | ・調査項目（改訂案）作成 |
| | | 下旬 | ・調査項目の各課照会 |
| | | | ・議会説明会にて、住民意識調査の実施報告 |
| | 7月 | 9日 | ・第1回同和教育推進委員会で調査項目等報告・決定 |
| | 8月 | 上旬 | ・アンケート調査実施 |
| | | 中旬 | ・アンケート督促状送付 |
| | | 下旬 | ・アンケート送付締切 |
| | 9月 | 上旬 | ・回収アンケート業者送付 |
| | 10月 | 上旬 | ・住民意識調査速報版報告書完成 |
| | 11月 | 上旬 | ・栗東市人権・同和教育基本方針（案）策定 |
| | | 中旬 | ・第五次輝く未来計画（素案）策定 |
| | | 24日 | ・同和対策本部幹部会議及び総合調整会議において住民意識調査の結果報告、第五次輝く未来計画（素案）の報告 ・第2回同和教育推進委員会にて、住民意識調査の結果報告 および及び第五次輝く未来計画（素案）確認 |
| | 12月 | 中旬 | ・12月定例議会に第五次輝く未来計画（素案）提出 |
| 2021年 | 1月 | | ・第五次輝く未来計画（案）パブリックコメント実施 |
| | 2月 | | ・総合調整会議、第3回同和教育推進委員会、議会説明会にて、 第五次輝く未来計画（案）の報告・協議・決定 |
| | 3月 | | ・3月定例議会に第五次輝く未来計画（案）の提出 ・第五次輝く未来計画策定 |

